

安佐北工場における維持管理の状況 (平成25年度)

1. ごみ処分量

単位: t

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
処分量	2,402.21	3,170.30	2,712.26	3,486.63	5,027.20	4,531.30	3,893.87	701.05	3,176.76	4,234.12	2,019.17	2,419.7	37,774.57

2. 排ガス測定結果

(1) 1号炉

測定場所: 測定位置図のとおり

項目	単位	基準値	協定値	4月	5月				6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	
				4月25日	5月8日	5月10日	5月13日	-	7月23日	8月7日	8月22日	9月19日	10月10日	-	12月10日	12月25日	-	1月16日	2月3日	-	
測定採取	-	-	-	4月25日	5月8日	5月10日	5月13日	-	7月23日	8月7日	8月22日	9月19日	10月10日	-	12月10日	12月25日	-	1月16日	2月3日	-	
測定結果	-	-	-	5月8日	5月20日	5月29日	5月29日	-	8月1日	8月21日	9月6日	10月3日	10月24日	-	12月24日	1月15日	-	1月30日	2月17日	-	
ばいじん (酸素換算値)	g/m ³ N	0.08	0.03	0.005未満	0.006未満	-	-	-	0.005未満	0.006未満	-	0.006未満	0.005未満	-	0.006未満	-	-	0.005未満	0.005未満	-	
硫黄酸化物	濃度	ppm	-	50	1未満	1未満	-	-	-	1未満	1未満	-	1未満	1未満	-	1未満	-	-	1未満	1未満	-
	排出量	m ³ /h	-	-	0.07未満	0.07未満	-	-	-	0.07未満	0.07未満	-	0.07未満	0.06未満	-	0.07未満	-	-	0.07未満	0.07未満	-
	排出基準	m ³ /h	-	-	135	137	-	-	-	137	138	-	137	135	-	137	-	-	138	138	-
窒素酸化物 (酸素換算値)	ppm	250	100	50	38	-	-	-	25	38	-	24	22	-	40	-	-	18	26	-	
塩化水素 (酸素換算値)	ppm	-	50	5未満	6未満	-	-	-	5未満	6未満	-	6未満	5未満	-	6未満	-	-	5未満	5未満	-	
	mg/m ³ N	700	-	10未満	11未満	-	-	-	10未満	11未満	-	11未満	10未満	-	12未満	-	-	10未満	10未満	-	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	-	-	-	0.19	0.18	-	-	-	0.56	-	-	-	-	0.20	-	-	-	-	

備考

- ・6月、11月、3月は休炉のため、測定を行いませんでした。
- ・平成25年10月20日から29日まで、1号ボイラー及び1号電気集じん機にたい積したばいじんを除去しました。

(2) 2号炉

測定場所: 測定位置図のとおり

項目	単位	基準値	協定値	4月	5月				6月	7月	8月		9月	10月	11月	12月		1月	2月	3月	
				4月11日	5月20日	-	-	6月5日	7月2日	8月7日	8月22日	9月19日	10月10日	11月1日	-	-	1月15日	1月16日	2月27日	3月11日	
測定採取	-	-	-	4月11日	5月20日	-	-	6月5日	7月2日	8月7日	8月22日	9月19日	10月10日	11月1日	-	-	1月15日	1月16日	2月27日	3月11日	
測定結果	-	-	-	4月25日	5月28日	-	-	6月19日	7月16日	8月21日	9月6日	10月3日	10月24日	11月15日	-	-	1月30日	1月30日	3月11日	3月25日	
ばいじん (酸素換算値)	g/m ³ N	0.08	0.03	0.006未満	0.005未満	-	-	0.005未満	0.006未満	0.005未満	-	0.005未満	0.005未満	0.005未満	-	-	-	0.005未満	0.005未満	0.006未満	
硫黄酸化物	濃度	ppm	-	50	1未満	1未満	-	-	1未満	1未満	1未満	-	1未満	1未満	1未満	-	-	-	1未満	1未満	1未満
	排出量	m ³ /h	-	-	0.06未満	0.06未満	-	-	0.06未満	0.06未満	0.07未満	-	0.06未満	0.06未満	0.06未満	-	-	-	0.06未満	0.06未満	0.06未満
	排出基準	m ³ /h	-	-	131	133	-	-	133	132	136	-	133	133	134	-	-	-	133	132	133
窒素酸化物 (酸素換算値)	ppm	250	100	54	53	-	-	45	41	57	-	50	41	58	-	-	-	29	43	41	
塩化水素 (酸素換算値)	ppm	-	50	6未満	5未満	-	-	5未満	6未満	5未満	-	5未満	5未満	5未満	-	-	-	5未満	5未満	6未満	
	mg/m ³ N	700	-	11未満	10未満	-	-	9未満	11未満	10未満	-	10未満	10未満	10未満	-	-	-	10未満	10未満	12未満	
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	1	-	-	-	-	-	-	-	-	0.26	-	-	-	-	-	0.18	-	-	-	

備考

- ・12月は休炉のため、測定を行いませんでした。
- ・平成25年11月7日から15日まで、2号ボイラー及び2号電気集じん機にたい積したばいじんを除去しました。

[用語の説明]

基準値: 法律で定められている値です。

協定値: 公害防止協定書に基づく値です。

酸素換算値: 排ガスの中に含まれている物質の濃度を酸素濃度12%の状態に換算したものです。

[単位の説明]

ppm: 100万分の1の単位です。空気1立方メートル中に1立方センチメートルの物質が含まれていると1ppmです。

m³N: 温度が0℃であって、1気圧の標準状態に換算したガス容積を示しています。

ng (ナノグラム): 10億分の1グラム

TEQ (Toxic Equivalents Quantity): ダイオキシン類は各異性体の毒性が異なるため、毒性の最も強い2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した毒性等量 (TEQ) により表しています。